

宍粟市フリースクール等利用補助金 募集要項

1 趣旨

学校に通うことが困難な不登校児童生徒^{※1}が、自分の居場所を見つけたり社会的自立に向けた学習活動を行ったりするために利用するフリースクール等民間施設の利用料の一部を支援することで、当該児童生徒の家庭への経済的負担を軽減し、多様な学習機会の確保や社会的自立に向けた支援を推進することを目的としています。

※1 不登校児童生徒とは、なんらかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、またはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由、その他による者を除いた小・中学生

2 申請期間等

区分	利用期間	申請期間	請求期限 ^{※2}	交付時期（予定）
第1期	4月～8月	4月～7月	9月20日	9月～11月
第2期	9月～12月	8月～11月	1月20日	1月～2月
第3期	1月～3月	12月～2月	4月10日	4月～5月

※2 土曜・日曜・祝日の場合は直前の平日を期限とします。

3 補助対象

フリースクール等の利用料を支払っている不登校児童生徒（前年度の不登校児童生徒も支援対象とする）の保護者で、次の項目すべてに該当する人が対象です。

- (1) 不登校児童生徒がフリースクール等利用時点で、宍粟市内に居住している。
- (2) 不登校児童生徒が宍粟市立の小中学校に在籍し、在籍する学校からフリースクール等の利用が指導要録上の出席扱いとして認められている。
- (3) 他の地方公共団体などから同種の補助金の交付を受けていない。

4 補助対象経費

補助対象者が支払ったフリースクール等の利用料（授業料や教材費、施設利用料等）が補助対象経費となります。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。また入会金や入会前の体験利用料など、不登校児童生徒が在籍する小・中学校において、本来、保護者が負担することとなっている飲食費や課外活動費、交通費のほか、これらに類する経費は補助対象外となります。

5 補助金額

対象となる不登校児童生徒1人につき月額1万円を上限として、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（千円未満は切捨て）を補助します。

6 申請手続き

(1) 申請方法

次の①～③の書類を電子メールか郵送、持参により提出してください。

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②フリースクール等の利用に関する契約書など^{※3}
- ③その他、申請内容の確認に必要として指示のあった書類

※3 契約書やそれに類する書類がない場合は、利用料等が記載されたパンフレットなどを提出してください。また、毎月の利用料等がわかるよう必要に応じて追記してください。

(2) 提出先

宍粟市教育委員会事務局 学校教育課

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

T E L : 0790-63-3118 F A X : 0790-62-0065

電子メール^{※4} : gakkokyoiku-ka@city.shiso.lg.jp

※4 電子メールで提出いただいた場合、1週間以内に受領確認メールをお送りします。届かない場合は、申請書類が届いていない可能性があるため電話でお問い合わせください。

(3) 申請時期

項目「2 申請期間等」の区分ごと、申請期間内に提出してください。

7 交付決定

市は申請書類を審査し補助金の交付可否と交付金額を決定のうえ、申請者に電子メールまたは郵送で通知します。なお、申請書類に記載誤りなどがあった場合は、状況に応じて市で修正等を行い、交付金額を決定することがあります。

8 実績報告・請求手続き

利用実績などの報告書類と請求書を期限までに次のとおり提出してください。

(1) 提出方法

次の①～④の書類を電子メールか郵送、持参により提出してください。

- ①補助事業等実績報告書（様式第12号）
- ②利用料の支払状況がわかるもの^{※5}
- ③補助金請求書（様式第14号）
- ④その他、実績報告の確認に必要として指示のあった書類

※5 領収書や領収印の入った月謝袋、引き落としのあった通帳の写しなどフリースクール等の利用料支払の状況にあわせて提出してください。なお、写真画像での提出も可能ですが、必要事項が読み取れる画像を提出してください。（必要事項が見切れている場合や不鮮明な場合などは不可）

(2) 提出先

宍粟市教育委員会事務局 学校教育課

(3) 提出期限

項目「2 申請期間等」の区分ごと、請求期限までに提出してください。

9 補助金交付

市は実績報告・請求の内容が適当であることを確認した後、項目「2 申請期間等」の交付時期に補助金を交付します。

10 変更申請

申請内容に変更が生じた場合、遅滞なく補助金交付変更申請書（様式第4号）を提出してください。市は変更にかかる申請書類をもとにその内容を審査し、変更申請の可否を決定のうえ、申請者に電子メールまたは郵送で通知します。

11 交付決定の取消と補助金の返還

偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合、補助金の交付が不相当と市が認めた場合は、補助金交付決定の一部または全部を取り消し、交付した補助金の一部または全額の返還を求めます。

12 その他

補助金の交付などにあたり、対象となる不登校児童生徒等に係る情報について、必要に応じて在籍する学校やフリースクール等と必要に応じて情報共有を行うことがあります。

【問合せ先】

宍粟市教育委員会事務局 学校教育課

〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6

T E L : 0790-63-3118 F A X : 0790-62-0065

電子メール : gakkoyoiku-ka@city.shiso.lg.jp